

公共施設LED照明導入推進事業
審査基準書

令和6年10月7日

金沢市

目次

I. 審査基準書の位置づけ	1
II. 事業者の選定方法等	1
1. 事業者の選定方法	1
2. 審査の方法	1
3. 審査の手順	2
III. 第一次審査（資格審査）	3
IV. 第二次審査（提案審査）	3
1. 基礎項目審査	3
2. 審査項目による審査	3

I. 審査基準書の位置づけ

本審査基準書は、金沢市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき特定事業として選定した「公共施設 LED 照明導入推進事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、「公共施設 LED 照明導入推進事業 PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、その結果を踏まえ、本市が優先交渉権者を決定するための方法及び選定基準を示すものである。

II. 事業者の選定方法等

1. 事業者の選定方法

本市は、事業者に対し、設計・施工段階から維持管理段階までの各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。このため、事業者の選定は、事業者が募集要項に規定する資格要件を充足しており、かつ事業提案の内容が、本市の要求水準を充足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって行う。

2. 審査の方法

事業提案審査に当たっては、本市が設置した学識経験者等で構成する審査委員会において、応募者より提出された事業提案の審査を行う。

審査委員は、以下の委員をもって構成される。

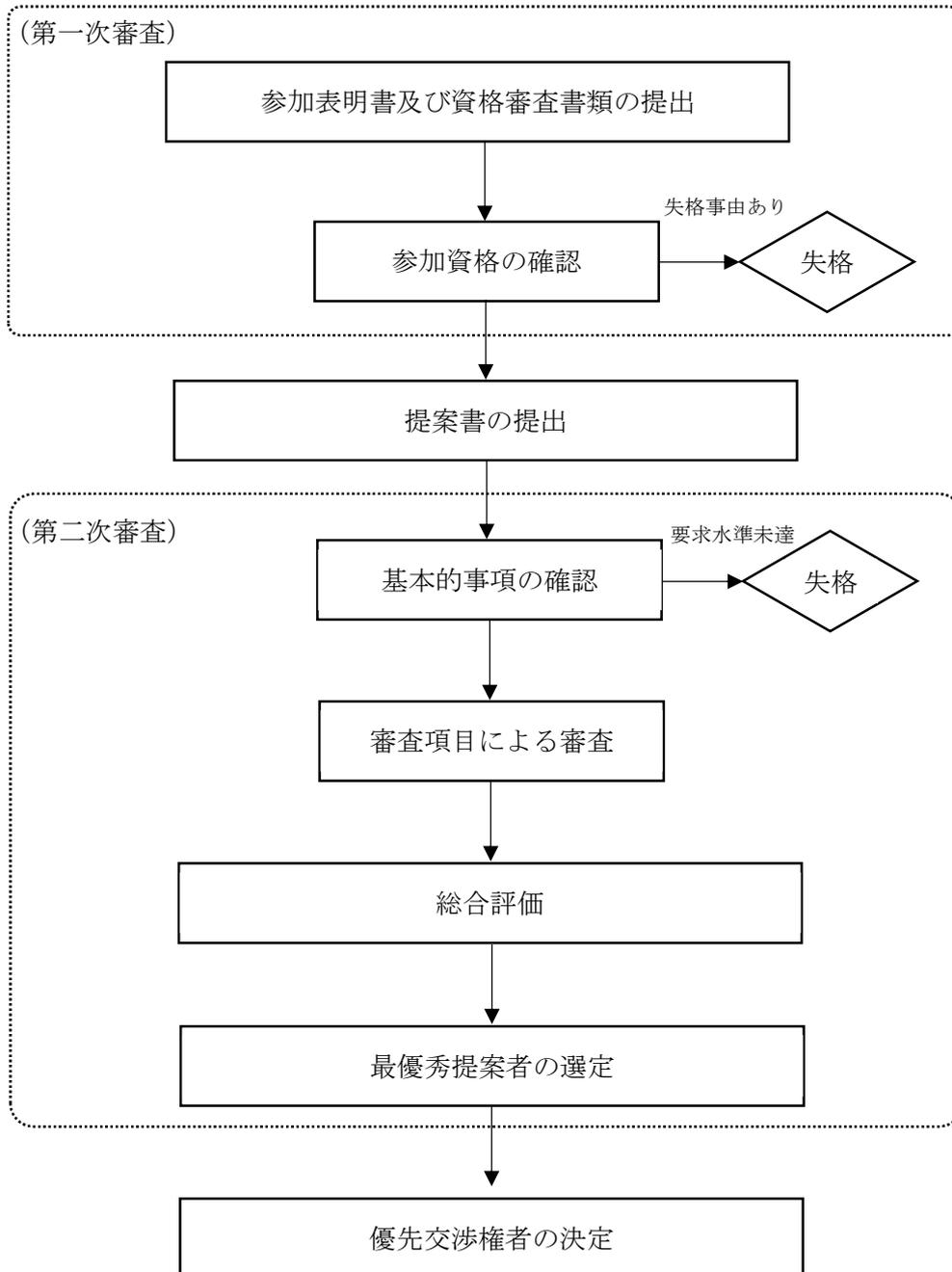
氏名	所属団体・役職等
佐藤 清和	金沢大学人間社会研究域経済学経営学系 教授
難波 悠	東洋大学経済学研究科公民連携専攻 教授
円井 基史	金沢工業大学建築学部建築学科 教授
米田 満	公認会計士
山田 啓之	金沢市副市長

審査委員会は、事業計画、施工計画及び維持管理計画を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。本市は、審査委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

なお、審査委員会による審査は非公開とし、すべての審査が終了した後に審査講評を公表する。

3. 審査の手順

審査手順は、次のとおりである。



Ⅲ. 第一次審査（資格審査）

本市は応募者から提出された参加表明書類及び資格審査書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

Ⅳ. 第二次審査（提案審査）

1. 基礎項目審査

本市は、応募者から提出された提案書及び価格について、募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足しているかどうか確認する。募集要項及び要求水準書に規定する条件を全て充足していることが認められた応募者は適格とし、1項目でも充足していない応募者は失格とする。

なお、応募者が提示する提案価格が、本事業の提案上限額（募集要項を参照すること。）を超えている場合、その応募者は失格とする。

2. 審査項目による審査

（1）評価方法

次に定める評価基準に基づき、提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価する加点方式により採点する。評価の結果、最も評価点が高い応募者を優秀提案者とする。

また、2番目に評価点が高い応募者を優秀提案者とする。

（2）評価の視点

- ① 多種多様な公共施設の照明器具 LED 化を整備期間内に効率的に進める必要があることから、調査・設計・施工など各工程において、合理的かつ実効性のある提案がなされているか。
- ② 「ローカル PFI」等の主旨に沿った事業とすることを目的としていることから、地域社会・地域経済により多くのメリットをもたらすような提案がなされているか。
- ③ 管理システムを本市及び事業者で情報共有が可能なクラウド型システムとし、設計・施工・維持管理業務におけるコスト及び労務負担の軽減を図るような提案がなされているか。

(3) 提案審査の配点

次の評価項目に従い、採点する。

評価項目	評価のポイント	配点
提案全体評価		60点
全体総合評価	・本事業に取り組むにあたって、事業目的に沿った全体像となっているか	(20点)
実施体制評価	・代表企業及び構成企業の経営状況 ・代表企業、構成員、協力企業における市内事業者の参入率	(40点)
技術的評価		300点
調査・設計計画・内容	・調査・設計や各種調整等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっており、そのうえで、スケジュールどおりに事業を遂行するための、具体的な工程が想定され、実効的な工夫が多数提案されているか	(20点)
使用機器	・使用機器について要求水準を満たしているか ・エネルギー消費量等、数値的根拠に基づく使用機器選定基準を設けているか	(10点)
施工計画・施工内容	・施工や各種調整等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっており、そのうえで、スケジュールどおりに事業を遂行するための、具体的な工程が想定され、安全性に配慮された実効的な工夫が多数提案されているか	(100点)
管理システム	・本市及び事業者間で情報共有できるようなクラウド型システムとして提案されているか。 ・システムのアクセシビリティを高くするための工夫が提案されているか。 ・カスタマイズ可能な性能を要しているか。 ・事業終了後に向けたデータ提供などの提案があるか。(管理システムに照明機器の残存年数表示など)	(80点)

維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間を通じて円滑に実施できる体制が構築されており、妥当かつ実効性があるか。 ・維持管理や各種調整等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールが提案されているか。 ・照明器具の故障等の不具合発生時には、迅速な対策がとれるような体制を構築するとともに、修繕等の処置が効率的に行えるような対策を講じているか。 ・維持管理に関するコストや労務負担の削減につながる提案があるか。 ・照明器具のメーカー保証があるか。 ・維持管理期間中に、その他市民サービスの向上につながるような取組に係る提案があるか。 	(60 点)
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの実施に際し、具体的な方法が想定され、本市によるモニタリングを効果的かつ効率的に実施できるような配慮、工夫が提案されているか。 	(30 点)
環境への配慮・事業検証評価		70 点
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄される照明器具の処理、再利用等の計画が提案されているか。 ・光熱費や温室効果ガス削減量の測定・検証手法が具体的に提案されているか。 ・地域環境に配慮するような提案があるか。 	(40 点)
事業検証報告	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや省コストの検証・報告が毎年度定期的に行われるか。 ・検証結果に応じて、事業計画の見直しや現場への改善、フィードバックが提案されているか。 	(30 点)
地域貢献評価		70 点
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用や、地域貢献に関する具体的な提案がなされているか。 	(40 点)
SDGs・ESG への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs の目標や「金沢 SDG s」の方向性に寄与する提案がなされているか。 ・SDGs 推進に資する具体的な提案がなされて 	(30 点)

		いるか。 ・ SBT 認証を受けている事業者が参画しているか。	
財政的評価			150 点
事業費		・ 事業費が適正な価格となっているか。 ※提案価格が提案限度額の 75%以下の場合 は最高得点となる。 ・ 事業費の市内還流率	(130 点)
資金調達		・ 環境配慮型資金調達の提案がなされているか。	(20 点)
専門的評価			50 点
専門的知見から見た評価		・ 審査員が保有する知見から評価	(50 点)
合 計			計 700 点

(4) 審査の流れ

提案の審査及び採点に当たっては、以下の要領で行う。

ア プレゼンテーションは、令和6年12月中に開催する。なお、会場は金沢市役所とし、詳細は応募者に別に通知する。

イ 応募者は、提案書をもとに、20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。

ウ 審査委員は提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

エ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。

オ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、以下次順位者を選定する。なお、審査の結果、合計評価点が最も高い提案書の応募者が同点で複数あった場合においては、「技術的評価」の得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

カ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

(5) 結果通知

応募者に対して、速やかに審査結果を通知する。

(6) 結果の公表

結果は本市のホームページで公表する。

(7) 審査に関する疑義の問い合わせ

選定されなかった応募者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、結果を通知した日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。）以内に書面（様式は任意）により、その理由を求めることができる。